

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかるQ&A

番号	問合せ内容	回答
1	有床診療所は、いつ時点で有床診療所であることを要するのか。	申請時に有床診療所であることが必要となります。
2	対象となる医療機関は、「保険医療機関に限る」とされているが、年度未までに保険医療機関になれば補助対象になるか。対象となる場合、保険医療機関でなかったときに支出した経費も対象となるか。また、保険医療機関を辞退し自由診療医療機関に戻ったときは、財産処分手続きの対象となるか。	本県が別途定める最終の申請期限までに、保険医療機関となった場合は補助対象となりますが、補助対象経費は保険医療機関となった後のもののみとなります。
3	対象となる医療機関（病院、医科診療所及び歯科診療所）は保険医療機関、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者とあるが、対象時点を明確化してほしい。対象時点で保険機関等でない場合は対象外となるのか。	申請時に保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者であることが必要になります。
4	助産所について、分娩の実施の有無を問わず対象となるのか。	分娩の実施の有無は要件にはございません。
5	支援金の交付を受けた後に廃業新規により別の薬局の許可を受けた場合は、新たな薬局開設者が講じた感染拡大防止にかかる経費について、給付申請を行なうことは可能でしょうか。	交付を受けた後に廃業となった場合には、精算が必要。そのうえで、新たな薬局として再度申請が可能であるが、交付金を複数回受けるために薬局の廃業・開設を行い本事業の目的に反する場合は不交付となります。
6	申請受付開始後、新たに開設した医療機関等も対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	対象となりますが、保険医療機関であることが要件です。
7	実施要綱に記載されている実施者「市町村」とはどういう意味か？市町立の医療機関が対象になるという理解で良いか。	市町立の医療機関も補助対象となります。
8	補助対象はすべての医療機関、薬局及び訪問看護ステーションになるのか。	補助金交付申請時に保健医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者であることが交付の条件となります。
9	令和2年4月1日から申請日までの期間中、感染拡大防止に関する取組みを行った施設であって、その後廃止した施設は申請対象に含まれるのか。	例えば医療機関の場合、申請時に保険医療機関であることが必要になります。補助金が交付された医療機関が事業完了前に廃止となった場合、廃止までの支出は対象となりますが、廃止以降の支出は対象になりません。なお、交付した額が廃止までの支出額を上回る場合は、精算が必要となります。
10	交付申請時と実績報告時の対象経費は、金額の増減はもちろんのこと、対象経費項目そのものが全く変わっていても支障ないか。（例：交付申請時は全て需用費であったが、実績報告時は全て委託料）	支障ありません。
11	保険医療機関ではない、健診専門のクリニックの場合は補助対象外と考えてよいか。	実施要綱記載のとおり、医療機関の場合は、保険医療機関に限られます。
12	今年度の途中で病床数の変更があり、有床診療所から無床診療所になった場合など、対象施設はどの時点で判断するのか。	原則として令和2年4月1日時点となりますが、施設類型や許可病床数が変更されている場合は、申請日時点を用いても差し支えありません。
13	年度途中に、医療機関の病床数等に変更があった場合の基準額は多額となるほうで考えればよいか。 有床診療所 無床診療所、病院 診療所	原則として令和2年4月1日時点となりますが、施設類型や許可病床数が変更されている場合は、申請日時点を用いても差し支えありません。
14	年度途中に、医療法人に開設者が変更（個人 法人）した場合は、それぞれが補助対象になるのか。	開設者が個人から法人に変更した場合であっても、実質的に同一の医療機関である場合は、本事業の目的から、原則として1回限りの補助申請となります。補助金を受けた後に開設者に変更があり、2回目の補助金を受けようとする場合は、1回目の補助金交付に係る精算を行った上で、新たな開設者として再度申請することは可能ですが、補助金を複数回受けるために廃業・開設を行い本事業の目的に反すると判断される場合は不交付となります。
15	年度途中に、事業譲渡等で開設者に変更があった場合は、それぞれが補助対象になるのか。	補助金を受けた後に開設者に変更があり、2回目の補助金を受けようとする場合は、1回目の補助金交付に係る精算を行った上で、新たな開設者として再度申請することは可能ですが、補助金を複数回受けるために廃業・開設を行い本事業の目的に反すると判断される場合は不交付となります。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかるQ&A

番号	問合せ内容	回答
16	個人診療所が、開設・廃止を繰り返しても補助対象となるか。 (複数医師で営業している医療機関で、医療機関名を変えず開設者変更を繰り返し、それぞれ補助申請する場合も補助対象となるか。)	補助金を複数回受けるために廃業・開設を行い本事業の目的に反すると判断される場合は不交付となります。
17	すでに廃止している医療機関でも、今年度の感染防止にかかった経費が証明できれば対象となるか。	申請時に廃止している場合は、対象になりません。
18	病院の上限額の考え方において、5万円×病床とあるが、「病床」は許可病床なのか・稼働病床なのか、また、診療科等によって対象となる・ならないの考え方はあるのか。その「病床」の定義を教えてください。	一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計となり、診療科による区別はありません。
19	介護老人保健施設は本事業の対象になり得るか伺う。	対象外です。
20	休止している医療機関も、対象となるか。 休止をしていなくても、患者の診療がない医療機関も対象となるか。(休止届を提出していない実質休業状態の医療機関や、休止中でも再開届だけ提出すれば実際は営業しない医療機関も対象となるか。) もしも対象となる場合、実質休止の医療機関に対しては、精算払としたいが可能か。	休止している医療機関は対象外です。 休止届を提出していなくても、実態として1日も保険医療機関として運営しないことが明らかであり本事業の目的に反する場合は不交付となります。